

政 委 第 6 号

平成 25 年 1 月 21 日

厚 生 労 働 大 臣

田 村 憲 久 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 退職金未請求者の縮減等

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）においては、平成23年度末時点で、退職金の受給資格を有しながら退職金を請求していない者（以下「未請求者」という。）が約57万人（共済脱退者の5.4%）おり、そのうち5年以上未請求の者（以下「長期末請求者」という。）は約50万人（未請求者の88%）存在し、未請求の退職金は累計で約394億円に達している。

建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）、清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共」という。）及び林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）においては、退職金の受給資格を有しながら退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）を3年以上更新していない者（以下「長期末更新者」という。）が、平成24年7月末時点で、清退共において約3,000人（被共済者の19.5%）、林退共において約2,000人（同5.1%）おり、累計の退職金試算額は、清退共において約2.4億円、林退共において約3.9億円に達している。この中には、既に業界から引退している者等、退職金未請求となっている者が相当数いるものと考えられる。

機構は、ホームページや広報誌等を活用した注意喚起を行うとともに、未請求等期

間が一定期間に達する退職金受給資格者に対し、事業主から住所等連絡先を入手し直接本人に退職金の請求又は共済手帳の更新を求める取組を行っている。

しかしながら、長期末請求者及び長期末更新者（以下「長期末請求者等」という。）の総数は大きく変わっておらず、長期末請求者等の中には^(注1)、i) 長期間退職金を請求していない又は共済手帳を更新していない者、ii) 退職金が少額な者、iii) 生存していれば80歳以上の高年齢者がおり^(注2)、これらの者については、今後も退職金請求の可能性が低いと思われる。一方で、未請求者等の中には、退職又は共済手帳を更新してからさほど期間が経過していない者や多額の退職金を請求していない者がおり^(注3)、これらの者については、今後、退職金請求を更に促す必要があると考えられる。

また、建退共では、被共済者を管理するデータベースにおいて、長期末更新者を検索して集計するプログラムを設けていないため、長期末更新者の全体数や未更新期間・年齢の内訳等を把握しておらず、長期末更新者の縮減対策を検討するための現状すら把握できていない状況にある。

このため、機構は、中期目標期間において以下の措置を講ずるものとする。

- ① 現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、退職金請求の可能性が低い長期末請求者等については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など、新たな長期末請求者等数の縮減方策を検討するものとする（中退共、建退共、清退共及び林退共）。
- ② 被共済者データベースを抜本的に改修し、長期末更新者の現状を把握するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記するものとする（建退共）。

（注1）建退共においては、長期末更新者の全体数を把握していないため、平成24年8月現在の共済手帳未更新者のうち長期末更新者504人を抽出したサンプル調査を実施。

（注2）平成23年度末現在、中退共においては、「25年以上退職金を請求していない者」が301,447人（長期末請求者の61%）、「退職金1万円未満の者」が184,443人（同37%）、「80歳以上の者」が80,526人（同16%）となっている。

建退共においては、「15年以上共済手帳を更新していない者」が長期末更新者の51%、「80歳以上の者」は同10%となっている。

平成24年7月末現在、清退共及び林退共においては、「15年以上共済手帳を更新していない者」が2,999人（長期末更新者の96%）、1,534人（同74%）、「80歳以上の者」が1,784人（同57%）、679人（同33%）となっている。

(注3) 平成23年度末現在、中退共においては、「退職からの期間が5年未満の者」が69,299人（未請求者の12%）、「退職金額100万円以上の者」が21,142人（同4%）となっている。

建退共においては、「共済手帳未更新期間が3年以上5年未満の者」が長期未更新者の13%、「共済手帳10冊以上更新している者」が同3.8%となっている。

平成24年7月末現在、清退共及び林退共においては、「共済手帳未更新期間が3年以上5年未満の者」が8人（長期未更新者の0.3%）、59人（同3%）、「退職金試算額100万円以上の者」は、清退共において7人（同0.2%）、林退共において41人（同2%）となっている。

2 累積欠損金の確実な解消

中退共及び林退共においては、予定運用利回りと実際の運用利回りの差から累積欠損金が生じている。機構は、平成17年度に「累積欠損金解消計画」を策定しているが、実際の解消は遅れており、同計画の見直しは行われていない。

また、中退共では、実際の運用利回りが予定運用利回りより低くなったときは、退職金支給額は変動しないことになっている一方で、実際の運用利回りが予定運用利回りより高くなったときは、一定程度、付加退職金として上乘せすることとなっており、機構の資産運用結果が好転したとしても、累積欠損金の解消につながりにくい仕組みとなっている。

このため、次期中期目標期間において、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、累積欠損金の早期解消に向けて「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を図るものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

- 2 1のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実

施するものとする。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主要な事務事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 業務実施体制の見直し

1 本部の業務運営体制の再構築

本法人は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が、平成23年10月1日に廃止された独立行政法人雇用・能力開発機構の一部の業務（職業能力開発業務等）を承継し、新法人として発足したものであり、24年4月1日現在、本部機能は千葉市に集約化されている。

組織の統合に伴い、本部の管理部門の運営体制については、部署の統合及び人員の削減が一定程度進んでいるものの、業務部門の運営体制については、ほぼ統合時のままの体制が維持されており効率化が進んでいない状況にある。

しかしながら、本部の業務部門については、雇用促進住宅及び職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）等の地方公共団体への譲渡等が進むことや高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に規定する経過措置期間の経過とともに段階的に業務量の減少が見込まれる部門も見られることから、次期中期目標期間中に、これらの部門を含め業務量の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検を行うとともに、統合によるシナジー効果を一層発揮できるよう本部の業務運営体制を再構築していくものとする。

2 地方施設の整理、統合

本法人の地方施設については、組織の統合後も、旧2法人の施設の多くが従来のまま存続しており、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の施設が散在している状況が見受けられることから、効率的・効果的な業務運営体制を構築するために、以下の各地方施設について都道府県への移管や整理・統合を進め、その具体的な取組を次期中期目標に明記するものとする。

なお、厚生労働省は、(1)①の都道府県との移管協議の結果を受けて方針を改めて示すものとする。また、当該方針を踏まえ、移管の見込みが立たないポリテクセンター等については、本法人が運営を続ける合理性及び必要性について厳格に検証し、明らかに合理性及び必要性を見いだせないものについては、廃止を含めて検討するものとする。

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）

① 職業能力開発促進センター並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（以下「ポリテクセンター等」という。）については、受入条件が整う都道府県へ移管することとされていることを重く受け止め、現行の譲渡条件の期限（平成26年3月31日）までの間、都道府県との移管協議を主体的かつ積極的に進めるものとする。

② 都道府県との移管協議を進めるに当たっては、これまで移管に至らなかった原因を十分に把握・分析し、都道府県内における産業の集積状況や職業能力開発施設の設置状況、受講者の居住地の実態等を勘案して移管の可能性の高いものから優先的に協議を進めるものとする。

③ 現状において、同一都道府県内に複数存在するものなど経年的に定員充足率が低調なものについては、訓練定員の見直し等を行っても改善に至らない場合は、統廃合を含めて検討するものとする。

(2) 整理・統合を進める他の地方施設

地方施設の整理・統合を進めるに当たっては、利用者のニーズや利便性、コスト、業務量等を勘案しつつ、高齢・障害者雇用支援センター及び職業訓練支援センターのほか、高齢・障害者雇用支援センターを併設していない地域障害者職業センター

を含めて幅広く検討するものとし、次期中期目標期間中に、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の地方施設が散在する状況を可能な限り解消するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。
- 4 1から3までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 民間金融機関と協調した融資の推進

福祉・医療分野については、今後、新たな成長が期待される分野と考えられることから、機構は当該分野に対する政策融資金融機関として大きな役割を担うことが求められているところである。

このため、機構は、福祉・医療分野について、民業補完を徹底し、融資対象の重点化を図るものとする。また、これまでの融資や経営診断を通じて得てきたノウハウ等を民間金融機関に積極的に提供するとともに、借り手側にとってメリットがあると考えられる併せ貸しの一層の拡大を図ることにより、民間金融機関の参入を促し、福祉・医療分野の更なる成長に資するものとする。その際、機構による貸付実績において、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。

2 融資事業におけるモニタリングの推進

機構は、融資先の効率的な施設経営を図る観点から、経営基盤が脆弱とされている福祉・医療分野の事業者に対して、融資後の事業の状況や財務の状況等を把握するた

めのフォローアップ調査を引き続き実施するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 上記 1 及び 2 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の 主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

- ① のぞみの園の施設利用者の自立支援のための取組については、引き続き地域移行を推進していくとともに、今後の受入れについては、行動障害等を有する著しく支援が困難な者や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等に特化し、全国の障害者支援施設・事業所で活用できるようなモデル的支援に取り組むものとする。

また、平成25年4月から施行される改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、支援対象者、取組内容等を具体化していくものとする。

- ② 自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、モデル的支援に関する調査研究や大学等との共同研究を推進し、他の障害者支援施設等での活用を目的とした、のぞみの園でなければ実施できない調査研究に特化するものとする。

また、知的障害者支援業務に従事する者の養成及び研修については、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るために、引き続き、研修会及びセミナーを

開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を推進するものとする。

第2 内部組織の見直し

地域移行を推進することによる施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置を行い、全体として人員・コストを縮減するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。